

小高区地域医療復興計画策定に係る市民アンケート調査結果について

1. 小高区地域医療復興計画策定状況について

小高地域の医療復興に向けた検討を行い、小高地域の医療復興計画（以下「復興計画」という。）を策定するため、平成25年1月31日に、南相馬市小高区地域医療復興計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を立ち上げ、検討を進めております。今後、本アンケート結果を参考に、7月を目途に復興計画素案を完成させたいと考えています。

策定委員会の構成メンバー等については、別添資料のとおりです。

2. 小高区地域医療復興計画市民アンケート調査について

小高区の市民を対象に、居住できるようになった場合の医療提供体制を検討する基礎資料としてアンケートを実施しました。結果は、別紙のとおりです。

(1) 回収状況について（3頁から5頁）

発送件数 3,570人（18歳以上89歳以下男女無作為抽出）

回答件数 1,943人（回収率54.4%）

（回答者性別 男 859人 女 1,062人 記載なし 22人）

(2) 回答者の居住地区について（6頁から7頁）

東部 20.6% 中部 53.2% 西部 26.2%

(3) 回答者の居住環境について（8頁）

借上住宅 53.7% 仮設住宅 33.0% その他 13.3%

(4) 回答者の避難先について（9頁）

市内 53.3% 県内 22.7% 県外 24.0%

(5-1) 回答者の健康状態について (11頁)

とても健康	5.3%	
まあ健康	28.4%	33.7% (健康)
やや不安	21.0%	
不安 (通院)	40.6%	
退院して通院	4.3%	
入院中	0.4%	66.3% (不安視)

(5-2) 健康状態と住居別の関係 (12頁)

仮設住宅入居者	26.6% (健康)	73.4% (不安視)
借上住宅入居者	36.8% (健康)	63.2% (不安視)

(5-3) 回答者が抱える疾病について (13頁から14頁)

生活習慣病 (高血圧・糖尿病)	74.7%
精神疾患 (うつ病・不眠症)	12.0%
心臓病 (不整脈・狭心症)	5.8%
脳血管障害	4.1%
がん (乳がん・大腸がん)	3.4%

(5-4) 回答者のかかりつけ医について (15頁から16頁)

小高病院	18.5%
------	-------

以下 アンケート調査概要のとおり

平成22年1月に実施した小高区民の国保加入者の外来受診状況と概ね同様の傾向が見られる。

(6) 帰還に対する考え方について (17頁から18頁)

意思あり (解除後直ぐ から 解除後3年後以降)	30.4%
意思なし (帰還しない)	16.4%
不明	53.1%

(6-1) 帰還意向者と年齢階層 (19頁)

10代 から 40代	15.9%
50代 から 80代	84.0% (50歳以上が84%)

(6-2) 帰還意向者と住居 (20頁)

仮設入居者	38.5%
借上入居者	28.4%

(6-3) 帰還意向者の健康状態について (21頁)

とても健康	2.5%	
まあ健康	25.4%	27.9% (健康)
やや不安	16.7%	
不安 (通院)	49.6%	
退院して通院	5.1%	
入院中	0.7%	72.2% (不安視)

(6-4) 小高区に必要と思われる医療・福祉サービスについて (23頁)

かかりつけ診療所	23.2%
介護施設等高齢者向けの施設	20.2%
長期入院のできる病院	18.4%
初期救急医療施設	18.2%

(6-6) 帰還に慎重となる理由について (24頁)

原発事故が収束しない	20.1%	
放射線による健康被害への不安	18.8%	
	38.9%	(原発要因)
避難先が買い物に便利	12.8%	
避難先の医療が充実	12.8%	
子ども又は孫の学校の都合	9.4%	
仕事の都合	6.3%	
	41.3%	(社会的要因)

南相馬市小高区地域医療復興計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 小高区の医療復興に向けた計画を策定するため、南相馬市小高区地域医療復興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、南相馬市小高区地域医療復興計画に関する事項を調査・検討し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 相馬郡医師会代表 1人
- (2) 南相馬市医師会代表 1人
- (3) 小高区開業医代表 2人以内
- (4) 小高区行政区長代表 1人
- (5) 公募による市民 2人
- (6) 福島県相双保健福祉事務所代表 1人
- (7) 健康福祉部代表 1人

3 委員会には、必要に応じアドバイザー又はオブザーバーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、小高区地域医療復興計画が策定されるまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名により決定するものとする。

3 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、最初に開催される会議は、市長が招集し、委員長が選任されるまでの間会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見聴取等)

第7条 委員長は、委員会の運営上必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部健康づくり課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

南相馬市小高区地域医療復興計画策定委員会 委員名簿

<委員>

	区 分	氏 名	備 考
1	相馬郡医師会代表	樋口 利行	ひぐちクリニック 院長
2	南相馬市医師会代表	石原 開	石原クリニック 院長
3	小高区診療所代表	半谷 克行	半谷医院 院長
4	小高区診療所代表	鈴木 秀幸	上町内科皮ふ科クリニック院長
5	小高区行政区長連合会代表	山澤 征	会長
6	公募委員	鈴木 洋成	
7	公募委員	松本 淳	
8	福島県相双保健福祉事務所代表	佐々木昭彦	主幹兼副所長
9	健康福祉部代表	高島 正一	理事

<事務局>

	職 名	氏 名	所属部・課
1	課 長	新妻 良司	健康福祉部 健康づくり課
2	係 長	高野 真至	〃
3	主 査	木幡健太郎	〃